

第16日

令和4年6月24日（金）

午前10時零分開議

○議長（半田雄三君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。

本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

審査結果報告書をお開きください。

委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、環境民生常任委員会に付託していた第40号議案を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇）

○環境民生常任委員長（大庭きみ子君） ただいま議題となりました第40号議案につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

第40号議案朝倉市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

改正内容は、第2条第1項中に引用する租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の条項の繰下げを行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第40号議案朝倉市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第38号議案外3件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 浅尾静二君登壇)

○建設経済常任委員長(浅尾静二君) ただいま議題となりました第38号議案外3件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告します。

まず、第38号議案令和4年度朝倉市水道事業会計補正予算(第1号)についてです。

収入について、工事費の増額に伴う企業債及び一般会計からの繰入金が増額により、資本的収入を2,495万円増額補正するものです。支出について、甘木地域、杷木地域の水道管未普及地域において、新規に水道の加入希望がある場合に、その全部または一部の水道管布設工事を行うため、資本的支出を2,500万円増額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第39号議案令和4年度朝倉市下水道事業会計補正予算(第1号)についてです。

補正の主な理由は、債務負担行為の追加です。令和4年度本会計予算で定めた債務負担行為に朝倉中央浄化センター更新工事を追加するもので、限度額は3億1,200万円、期間は令和5年度から令和6年度までです。工事内容については、中央浄化センター内のマンホールポンプ更新工事、処理槽の曝気攪拌装置オーバーホール及び管理等・汚泥棟の操作盤、動力制御盤の更新工事が主なものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第41号議案市道路線の認定についてです。

杉本2号線延長40.8メートル、幅員6.0メートルから10.3メートル、下原6号線、延長46.6メートル、幅員6.0メートルから10.2メートル、堂ノ前2号線、延長42.1メートル、幅員6.0メートルです。

当路線は、朝倉市土地開発指導要綱に基づく開発行為により整備された道路施設として移管を受けたため、市道の認定を行うものです。

委員会では現地調査を行い、延長や幅員等が認定基準に合致することなどを確認し、また、宅地分譲地の造成などを含む道路の整備について詳細な説明を受け、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第42号議案字の区域の変更についてです。

妙見川流域第三地区の市営土地改良（区画整理）事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求められたものです。これは、土地改良事業を実施した場合、従前の境界を新しい区画や地形に合わせて登記し直す必要があるため、境界の変更をするものです。

場所は、須川・古毛地内で、当地区は工事に令和3年3月に着工し、令和4年2月に完了しております。

具体的には、須川字長島、字日焼、古毛字谷口の一部を須川字下長島に編入し、須川字下長島の道路の一部を古毛字谷口に編入します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 浅尾静二君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第38号議案令和4年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案令和4年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第41号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第42号議案字の区域の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた4請願第1号を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇）

○環境民生常任委員長（大庭きみ子君） ただいま議題となりました4請願第1号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

本請願は、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的事業運営のための適切な措置を講じるよう、国に対して意見書の提出を求められているものです。

審査に当たりまして、参考人として請願者に委員会への出席を求め、請願に至った経緯やセンターに及ぼす影響について説明を求めました。

参考人によりますと、現在の運営方法では依頼者がセンターに支払う料金から事務費を除き、シルバー会員には消費税も含め配分金として支払われています。このため、仕入税額控除が適用され、センターとして消費税の納税はありませんでした。

一方、シルバー会員のほとんどは1年間の課税売上高が1,000万円未満の事業者であり、消費税の納税が免除される免税事業者です。このため、配分金に含まれていた消費税は、シルバー会員の益金となっています。

インボイス制度が導入されると、センターが仕入税額控除の適用を受けるには、シルバー会員が適格請求書を発行する必要があります。しかし、免税事業者であるシルバー会員はインボイス制度から除外され、そもそも適格請求書を発行することができません。

このため、センターは、依頼者から預かった消費税を配分金としてシルバー会員へ支払うことに加え、同額の消費税を新たに納税する必要があります。朝倉市シルバー人材センターでは、年間約1,400万円の納税コストが発生するとのことです。収支相償が原則の運営のため余剰金が残らず、新たな納税コストはセンター存続の危機であるとのことです。

インボイス制度は、農協や卸売市場などは適用除外となっており、センターも適用除外となることで安定的な事業運営ができるよう、適切な措置を求めたいとのことです。

審査に当たりましては、新たな納税に対応するための財源についてただしました。参考人によりますと、1点目に事務手数料の値上げが検討されているとのことです。現在13%の手数料を消費税に該当する10%を加算し、23%にすることで原資を確保するものです。しかし、依頼者への値上げになるため同意を得られず、利用者が減ることになると考えているとのことです。

2点目に、シルバー会員への配分金から消費税相当額を徴収する方法も検討されているとのことです。しかし、消費税相当額を控除すると、シルバー会員が受け取る配分金が下がります。また、シルバー会員に支払う配分金は、福岡県の最低賃金を割らないようにしていますが、消費税相当額を控除すると、やはり利用者の料金の値上げをせざるを得ないとのことです。

さらに、センターにおける請願活動状況についてもただしました。

参考人によりますと、福岡県議会では令和3年12月に意見書が採択されており、令和3年度末で全国の約150の地方議会でも採択されており、6月末にはさらに増える見込みとのことです。

本委員会としましては、参考人より説明を受けて、センターに対するインボイス制度の適用はシルバー会員、さらには依頼者にまで影響が及び、収支相償が原則であるセンター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、本請願の趣旨に基づいた意見書を後ほど提出したいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、4請願第1号シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、4請願第1号は採択することに決しました。

次に、第37号議案の審議を行います。議案書をお開きください。

それでは、第37号議案令和4年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号をお開きください。

それでは、意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案1号は原案のとおり可

決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時20分休憩

---

午前10時21分再開

○議長（半田雄三君） 再開します。

これより追加議案の上程を行います。

市長提案理由説明書2をお開きください。

本日、市長から議案3件の送付を受けたほか、環境民生常任委員会から意見書案1件が提出されました。これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には、連日の御審議、誠にありがとうございます。ただいまから本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

第43号議案及び第44号議案の朝倉市教育委員会委員の任命につきましては、朝倉市教育委員会委員に、坂口秀孝及び高倉満を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

第45号議案朝倉市公平委員会委員の選任につきましては、朝倉市公平委員会委員に日野佳弘を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、次に意見書案第2号をお開きください。

意見書案第2号について、環境民生常任委員長に提案理由の説明を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇）

○環境民生常任委員長（大庭きみ子君） それでは、意見書案第2号につきまして委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明申し上げます。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました4請願第1号シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める請願書に関わる意見書の提出を求める請願書の趣旨に沿いまして、提出した次第です。

何とぞ御賛同賜り、御可決いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

(環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇)

○議長(半田雄三君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午前10時25分休憩

---

午前10時26分再開

○議長(半田雄三君) 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。第43号議案と第44号議案の2件は関連がありますので、一括議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第43号議案と第44号議案を一括議題といたします。

議案書2をお開きください。

これより追加議案の質疑を行います。質疑は申合せにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第43号議案及び第44号議案朝倉市教育委員会委員の任命についての2件を一括して議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第45号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第2号をお開きください。

それでは、意見書案第2号シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第43号議案から第45号議案については会議規則第35条第3項の規定により、意見書案第2号については会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。議案書2をお開きください。

それでは、第43号議案及び第44号議案朝倉市教育委員会委員の任命についての2件を議題とし、一括して討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

これより第43号議案及び第44号議案の2件を一括して採決いたします。第43号議案及び第44号議案の2件は原案のとおり全て同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第43号議案及び第44号議案の2件は原案のとおり全て同意されました。

次に、第45号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第2号シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。諸般の報告をお開きください。

諸般の報告については、タブレットに掲載のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和4年第4回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前10時30分閉会